地域福祉計画（第６期）、障がい者福祉計画（第７期）及び

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）の策定について

１　計画策定に当たっての基本的な考え方

地域福祉計画（第６期）、障がい者福祉計画（第７期）及び高齢者保健福祉計

画・介護保険事業計画（第９期）は、計画期間中の令和７（2025）年に団塊世代が75歳を迎え、また、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年、さらには、本市において高齢者人口がピークを迎える令和27（2045）年を見据え、本市が目指す「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を共通の将来像に掲げ、福祉施策・事業を計画的に推進するための計画です。

また、地域包括ケア社会を実現するため、人口等の将来推計や障がい者、高齢者等に対して実施したアンケート調査を基に、必要な福祉サービスを的確に把握するとともに、地域共生社会の取組を進めるべく策定します。

２　年齢階層別人口の推移

昭和30年から令和22年までの、人口総数、年少人口、生産年齢人口、老年人口の推移の折れ線グラフを掲載している。

人口総数は、一貫して増加傾向となっているが増加率は、減少傾向にあり、近年では、横ばいの状態である。

年少人口は、昭和60（1985）年以降緩やかに減少している。

生産年齢人口は、平成12（2000）年以降減少している。

老年人口は、一貫して増加している。

なお、この資料は、総務省「国勢調査」(各年)、

令和２（2020）年のみ神奈川県年齢別人口統計調査

推計については、「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月）」が出典元である。

３　計画の位置付けと性格

３つの計画の位置付けと性格を表にしている資料を掲載している。

地域福祉計画は、

・社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画

・再犯防止等の推進に関する法律第８条第１項に規定する再犯防止推進計画

・成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条に規定する成年後見制度利用促進基本計画

障がい者福祉計画は、

・障害者基本法第11条第３項に規定する市町村障害者計画

※障害者総合支援法第88条第１項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第１項に規定する市町村障害児福祉計画を包含して策定している。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、

・老人福祉法第20条の８に規定する市町村老人福祉計画

※介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を包含して策定している。

なお、３計画ともに、

・地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画

・第10次厚木市総合計画の個別計画

・ＳＤＧｓの推進を図る計画

となっている。

４　計画の体系図

一番上に、厚木市総合計画があり、

厚木市地域福祉計画は、厚木市障がい者福祉計画と厚木市高齢者保健福祉計画と重なる部分があるような図となっている。

また、右側に厚木市社会福祉協議会の地域福祉活動計画があり、厚木市地域福祉計画とは、補完・連携をする位置付けとなっている。

また、左側には、他分野の関連計画や厚木市都市計画マスタープランなどと記載しており、それらの計画とは連携をする位置付けとなっている。

厚木市地域福祉計画、厚木市障がい者福祉計画、厚木市高齢者保健福祉計画、他分野の関連、厚木市都市計画マスタープランなどが囲まれていて、厚木市みんなで支え合う福祉のまちづくり条例と相互矢印の図形となっている。

５　計画の期間

令和６（2024）年度から令和８（2026）年度まで（３か年計画）

６　計画の目指す姿と全体像

(1) 地域福祉計画（第６期）

　ア　将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

イ　基本理念

見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり

ウ　基本目標

(ｱ) 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

(ｲ) 互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち

(ｳ) 地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち

(2) 障がい者福祉計画(第７期)

ア　将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

イ　基本理念

(ｱ) 障がいを身近なものとして理解できるまちづくり

(ｲ) 障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり

(ｳ) 誰もが共に生きる地域の一員であることを実感できるまちづくり

ウ　基本目標

(ｱ) 障がいによって分け隔てられることのないまち

(ｲ) 自分らしく生きることができるまち

(ｳ) 地域で支え合う共生のまち

(3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）

ア　将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

イ　基本理念

高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり

ウ　基本目標

(ｱ) 地域のつながりが深まり安心・継続して暮らせるまち

(ｲ) 健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまち

(ｳ) 充実した介護サービス等を安定して受けられるまち